

福井市告示第 8 5 号

福井市屋外広告物条例（平成 3 0 年福井市条例第 7 8 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項並びに福井市屋外広告物条例施行規則（平成 3 1 年福井市規則第 3 2 号。以下「規則」という。）別表第 1 及び別表第 3 から別表第 5 までに規定する地域等を定めたので、次のとおり公告し、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

福井市長 東 村 新 一

（用語の定義）

- 1 この告示において、「商業地域等」とは都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

（市長が定める地域等）

- 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、市長が定める地域は、次の表の左欄に掲げる名勝の周囲の地域のうち、同表の右欄に掲げる地域とする。

名勝	所在地	地域
養浩館（旧御泉水屋敷） 庭園	福井市宝永 3 - 1 1	別図 1 のとおり

- 3 条例第 3 条第 1 項第 1 6 号の規定に基づき、市長が定める地域は、次の表の左欄に掲げる都市公園の地域の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。ただし、商業地域等は除く。

都市公園	所在地	地域
福井市総合運動公園	福井市安田町	別図 2 のとおり
福井市東山健康運動公園	福井市寮町 5 0 - 5	別図 3 のとおり

- 4 条例第 3 条第 1 項第 1 7 号及び規則別表第 1 の 1 禁止地域等の表

の規定に基づき、市長が第三種禁止地域として定める地域は、次に掲げる高速自動車国道及び自動車専用道路並びにこれらに接続する地域の両側５００メートル範囲とする。ただし、商業地域等は除く。

(1) 北陸自動車道の全区間

(2) 中部縦貫自動車道の全区間

5 条例第３条第１項第１８号及び規則別表第１の１ 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が第二種禁止地域として定める地域は、次に掲げる道路及びこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側３００メートル、海岸部では道路の陸側３００メートル及び道路の海側の当該道路から望見される範囲とする。ただし商業地域等は除く。

(1) 一般国道３０５号のうち福井市石橋町（一般国道４１６号との交差点）から福井市八ツ俣町（越前町境）までの区間

(2) 主要地方道鯖江美山線のうち福井市浄教寺町（金谷トンネル福井市側出入口）から福井市安波賀町（主要地方道篠尾勝山線との交差点）までの区間

6 条例第３条第１項第１８号及び規則別表第１の１ 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が第三種禁止地域として定める地域は、次に掲げる道路及びこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側３００メートル、海岸部では道路の陸側３００メートル及び道路の海側の当該道路から望見される範囲とする。ただし商業地域等は除く。

(1) 一般国道８号の全区間

(2) 一般国道１５８号の全区間

(3) 一般国道３０５号のうち福井市白方町（坂井市境）から福井市石橋町（一般国道４１６号との交差点）までの区間

(4) 一般国道３６４号のうち福井市宇坂大谷町（永平寺町境）から福

井市田尻町（一般国道１５８号との交差点）までの区間

(5) 一般国道４１６号の全区間

(6) 主要地方道福井加賀線の全区間

(7) 主要地方道鯖江美山線のうち福井市浄教寺町（鯖江市境）から福井市浄教寺町（金谷トンネル福井市側出入口）までの区間

(8) 主要地方道福井朝日武生線のうち福井市下江守町（福井市道中央３－４２０号線との交差点）から福井市在田町（越前町境）までの区間

(9) 主要地方道福井金津線の全区間

(10) 主要地方道篠尾勝山線のうち福井市篠尾町（一般国道１５８号との交差点）から福井市市波町（一般国道１５８号下新橋北詰）までの区間

7 条例第３条第１項第１９号及び規則別表第１の１ 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が第一種禁止地域として定める地域は、福井駅西口駅前広場及び福井駅東口交通広場（別図４のとおり）とする。

8 条例第３条第１項第２１号及び規則別表第１の１ 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が定める地域は、次の表の左欄に掲げる公共施設の敷地の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。ただし、商業地域等は除く。

公共施設	所在地	地域
ふくい健康の森	福井市真栗町４７－４７、 ４８、５１	別図５のとおり
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市安波町４－１０	別図６のとおり
福井県立音楽堂	福井市今市町４０－１－１	別図７のとおり
福井県立こども歴史文化館	福井市城東１丁目１８－２ １	別図８のとおり
福井県立図書館	福井市下馬町５１－１１	別図９のとおり

- 9 条例第 3 条第 1 項第 2 4 号及び規則別表第 1 の 1 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が第三種禁止地域として定める地域は、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 9 条第 1 項の規定により国土交通大臣が認可した工事実施計画に示す線路（トンネルとして整備が予定されている区間は除く。）の中心線から両側 500 メートルの範囲とする。ただし、商業地域等は除く。
- 10 規則別表第 3 第 2 項、規則別表第 4 第 1 項第 2 号及び規則別表第 4 第 2 項第 2 号並びに規則別表第 5 第 2 項第 3 号の規定に基づき、市長が定める場所及び地域は、次に掲げる場所及び地域とする。
- (1) 足羽川右岸及び足羽山に係る市長が定める場所及び地域は別図 11 のとおりとする。
- (2) 養浩館庭園に係る市長が定める場所及び地域は別図 12 のとおりとする。
- 11 規則別表第 3 第 5 項第 1 号の規定に基づき市長が定める重要交差点は、次に掲げる交差点とする。
- (1) 一般国道と一般国道が交差するもので、次に掲げる交差点
- ア 新保交差点（福井市開発町 7 号 12 番地の 1）
- イ 西方交差点（福井市和田 1 丁目 1 番 15 号）
- (2) 一般国道と県道が交差するもので、次に掲げる交差点
- ア 板垣交差点（福井市板垣 3 丁目 1619 番地）
- イ 大土呂交差点（福井市大土呂町 28 号 2 番地の 1）
- ウ 大町交差点（福井市下六条町 35 号 10 番地）
- エ 大和田交差点（福井市大和田 2 丁目 2001 番地）
- オ 丸山交差点（福井市丸山 1 丁目 101 番地）

カ 南四ツ居交差点（福井市南四ツ居 2 丁目 1 番 1 9 号）

キ 米松交差点（福井市米松 1 丁目 1 6 番 2 7 号）

(3) 一般国道と市道が交差するもので、次に掲げる交差点

ア 羽水高校口交差点（福井市羽水 1 丁目 7 0 2 番地）

イ 円山小学校入口交差点（福井市米松 2 丁目 2 3 番 3 5 号）

ウ 開発交差点（福井市新保 1 丁目 8 0 8 番地）

エ 北四ツ居交差点（福井市米松 2 丁目 2 4 番 4 5 号）

オ 産業会館前交差点（福井市羽水 2 丁目 7 2 6 番地）

カ 下河北第 2 交差点（福井市大土呂町 1 号 1 5 番地）

キ 問屋団地入口交差点（福井市御幸 4 丁目 2 0 番 5 号）

ク 森行交差点（福井市森行町 3 号 8 番地の 1）

(4) 県道と県道が交差するもので、次に掲げる交差点

ア 裁判所前交差点（福井市大手 3 丁目 1 5 番 1 2 号）

イ 幸橋北詰交差点（福井市中央 1 丁目 1 9 番 1 4 号）

ウ 新木田交差点（福井市みのり 1 丁目 2 3 番 1 3 号）

エ 大名町交差点（福井市中央 1 丁目 6 番 2 7 号）

オ 宝永交差点（福井市大手 2 丁目 1 5 番 2 1 号）

(5) 県道と市道が交差するもので、次に掲げる交差点

ア 明里交差点（福井市明里町 9 番 1 5 号）

イ 東下交差点（福井市宝永 4 丁目 1 9 番 8 号）

ウ 石盛町交差点（福井市石盛町 9 1 4 番地）

エ 毛矢交差点（福井市毛矢 1 丁目 6 番 2 5 号）

オ 幸橋南詰交差点（福井市毛矢 1 丁目 1 番 2 2 号）

カ 佐藤整形外科医院南交差点（福井市足羽 2 丁目 1 7 番 1 8 号）

キ 仁愛女子高校前交差点（福井市宝永 4 丁目 9 番 2 4 号）

ク 織協ビル前交差点（福井市大手 3 丁目 7 番 1 号）

ケ 中央公園西口交差点（福井市順化 1 丁目 2 1 番 1 号）

コ 西木田交差点（福井市西木田 1 丁目 2 0 番 2 2 号）

サ フェニックスプラザ入口交差点（福井市田原 1 丁目 1 0 番 2 4 号）

シ 福井市体育館入口交差点（福井市松本 4 丁目 1 1 番 7 号）

ス 福井商工会議所入口交差点（福井市西木田 1 丁目 1 7 番 1 9 号）

- 1 2 規則別表第 1 の 2 許可地域等の表の規定に基づき、市長が定める地域は、足羽川及び足羽山の周囲の地域のうち別図 1 3 に示す地域とする。

（別図の縦覧）

- 1 3 この告示に規定する別図は、福井市建設部監理課において縦覧に供する。